

## 規約第 3 号「総代選挙規約」

### (総則)

第 1 条 エフコープ生活協同組合（以下、「生協」という）定款第 47 条、48 条、49 条による総代の選挙の方法は、この規約の定めるところによる。

### (総代選挙管理委員)

第 2 条 総代選挙を管理するため、理事会は、総代選挙の選挙日（投票日）の少なくとも 60 日前に、組合員の中より 5 名以上 10 名以内の総代選挙管理委員を任命する。

2. 総代選挙管理委員の任期は、1 年とする。
3. 総代選挙の管理に支障のある場合、第 1 項の期日によらず、総代選挙管理委員を定数内で補充することができる。補充する委員は理事長が選任し、理事会に報告する。
4. 前項により補充された委員の任期は、第 1 項で任命された委員の任期が終了するまでとする。

### (総代選挙管理委員会)

第 3 条 総代選挙管理委員は総代選挙管理委員会（以下「委員会」という）を組織し、そのもとに事務局を設置する。

2. 委員会は、委員の互選により、委員長 1 名副委員長 1 名を選出する。
3. 委員会は、委員長が招集する。
4. 委員会は、3 分の 2 以上の出席により成立し、その議決は、過半数をもって行なう。

### (総代選挙の公告)

第 4 条 理事長は、総代選挙の選挙日の 50 日前までに第 5 条から第 7 条の内容を含め、総代選挙に関する公告を行わなければならない。

### (総代の選挙区および定数)

第 5 条 総代の選挙については選挙区を設けて行う。

2. 総代の選挙区は、区域委員会の区域を範囲とし理事会が定める。
3. 各選挙区より選出される総代の定数は、6 月末日の組合員数を基準として、理事会においてこれを定める。
4. 総代が所属する選挙区は、組合員の登録住所に基づくものとする。ただし、県外に居住している組合員の場合は、利用先の住所に基づくものとする。

### (選挙権および被選挙権の資格)

第 6 条 選挙権および被選挙権を有する者は、毎年 7 月 31 日現在の組合員名簿に登録されたものとする。

### (立候補または推薦の手続)

第 7 条 総代選挙管理委員長（以下「委員長」という）は、総代選挙の実施に関する公告を行い、期限を決めて候補者（立候補者および推薦され候補者になることを承諾した者）を募らなければならない。

2. 総代に立候補しようとする組合員または候補者を推薦しようとする組合員は、委員会所定の候補届出

用紙に必要な事項を記載し、推薦の場合は被推薦者の同意書を添付の上、公告に記載された受付期間に委員会に届けなければならない。

(棄権防止)

第 8 条 委員会は、前条前項に規定されたもののほか、選挙に関し特に必要と認められた事項を常に組合員に周知せしめるとともに、棄権防止、違反防止のため適切な措置を講じなければならない。

(候補者の登録)

第 9 条 当該選挙区に所属し、被選挙権を有する組合員は、だれでも立候補し、または候補者を推薦することができる。ただし第 2 条で規定する選挙管理委員ならびに生協および生協の子会社の役職員は総代になることができない。

2. 前項において候補者を推薦するときは、推薦を受ける者の同意をあらかじめ得ておかななければならない。
3. 候補者は、当選が確定するまでの間、いつでも候補者登録を取り消すことができる。

(選挙の方法)

第 10 条 選挙は、候補者が選挙区毎の定数を超えた選挙区について、投票をもって行う。ただし、候補者が選挙区毎の定数以内である選挙区については、投票を省略して候補者全員を当選人とする。

2. 委員長は、前項に基づく候補者が定数を超えた選挙区につき、投票日の 10 日前までに次の事項を委員会が定める方式により公告しなければならない。

- (1) 投票の日程
- (2) 投票の場所
- (3) 投票の方法
- (4) 候補者の氏名

(投票の方法)

第 11 条 投票は、第 9 条による候補者を被選挙人として、1 人 1 票で定数内の無記名連記制により行う。

2. 投票は、組合員自らが指定された投票所におもむいて行わなければならないが、代理人により投票することはできない。

3. 次の各号の投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 候補者の氏名が判読しがたいもの
- (3) 委員会が指定した記入事項以外を記入したもの
- (4) 前各号に準ずるものとして委員会が裁定したもの

(選挙運動)

第 12 条 候補者の選挙運動については、規則第 33 号「総代選挙に関する規則」の定めるところによる。

(補助者および投票立会人)

第 13 条 委員長は、選挙事務を行うにつき必要な場合には、選挙区ごとに補助者を選任することができる。

2. 投票が実施される選挙区の候補者は、候補者 1 人につき、1 人の立会人を指名することができる。立

会人は、委員会の選挙事務の妨げにならない範囲内で、選挙事務に関する一切を監視することができる。

(当選)

第 14 条 当選人の決定は、有効投票数の多い順による。ただし得票数同数のものについては、抽選によって順位を決め、当選人を決定する。

(当選人の通知および公告)

第 15 条 当選人が決定したときは、委員長は、当選人の氏名を理事長に報告するとともに、ただちに当選人に当選の旨を通知しなければならない。また、当選人の氏名および就任日を公告しなければならない。

(総代の就任)

第 16 条 当選人は、前条の公告に基づき総代に就任するものとする。ただし、当選人が書面をもって就任の辞退を理事長に届け出た場合はこの限りではない。

2. 総代の就任日は、10月10日を通例とし、任期は、1年間とする。

(異議申立)

第 17 条 選挙に関する異議の申立ては、当選の公告のあった日から7日以内に申立人が自ら書面をもって委員会に対しこれをしなければならない。

2. 前項の申立てがあったときは、異議申立の裁定は委員会がおこない、申立人に対して文書をもって裁定の結果を通知しなければならない。

(総代の退任)

第 18 条 総代は下記の事項において退任するものとする。

- (1) その任期を満了したとき
- (2) 任期終了までに辞任したとき
- (3) 脱退その他の理由で資格を喪失したとき
- (4) 役員に就任したときおよび職員に採用されたとき

(次点者の繰上当選)

第 19 条 委員会は、次点者があり、かつ最初の総代会までの間に、下記の事項がある場合には、直ちにその旨を本人に通知するとともに、次点者の繰上当選を公告し、同時に委員長は、理事長に報告しなければならない。

- (1) 当選人が辞退により総代に就任しなかったとき
- (2) 当選人が総代を第 18 条第 1 項 (2)、(3)、(4) の事由により退任したとき

(欠員の処理)

第 20 条 当選人が当該選挙区の定数に満たない場合には、その選挙区の総代の不足数については次年度の選挙まで欠員とする。

2. 就任した総代が第 18 条第 1 項 (2)、(3) の事由により退任し、欠員が生じた場合も前項に準じるものとする。

3. 欠員が生じている選挙区で理事会が特に必要と認める場合には、委員会が定める方式により当該選挙区につき再選挙または補充選挙を実施することができる。
4. 総代の総数が定款第 47 条の規定による定数に満たなくなつたときは、3 ヶ月以内に委員会が定める方式により補充選挙を行わなければならない。
5. 補充選挙により選出された総代の任期は、現任の総代の残任期間とする。

(書類の保存)

第 21 条 委員長は、選挙に関する一切の事項を記載した選挙録を作成し、これに記名押印し、理事長にこれを提出するものとする。

2. 理事長は、投票用紙その他関係書類とともに保存しなければならない。

(細目)

第 22 条 定款、規約第 3 号「総代選挙規約」、ならびに規則第 33 号「総代選挙に関する規則」に定めのない選挙に関する事項は、委員会において別に定める。

(改廃)

第 23 条 この規約の改廃は、総代会において行う。

(附則)

第 24 条 この規約は 1983 年（昭和 58 年）4 月 1 日より実施する。

2. 1993 年（平成 5 年）3 月 19 日一部改訂
3. 1995 年（平成 7 年）2 月 14 日一部改訂
4. 1998 年（平成 10 年）6 月 10 日一部改訂
5. 2001 年（平成 13 年）6 月 12 日一部改定
6. 2003 年（平成 15 年）6 月 10 日一部改定
7. 2007 年（平成 19 年）6 月 12 日一部改定
8. 2008 年（平成 20 年）6 月 10 日一部改定
9. 2008 年（平成 20 年）8 月 21 日一部改定
10. 2012 年（平成 24 年）6 月 22 日一部改定
11. 2015 年（平成 27 年）6 月 23 日一部改定
12. 2021 年（令和 3 年）6 月 25 日一部改定 ただし、2021 年 10 月 10 日就任の総代選挙から適用する。